

別表（第4条関係）

項 目	内 容
報償費	専門家等への謝金
旅費	専門家，従業員等の旅費
需用費	原材料費，印刷製本費，資料購入費，消耗品費等 ※ 食糧費は除く
役務費	通信運搬費，広告宣伝費，保険料，通訳料，翻訳料等
使用料及び賃借料	機器賃借料，会場使用料，ソフトウェア使用料等
研究開発費	市場調査，外注加工，デザイン開発又は産業財産権の導入に要する経費，技術コンサルタント料，調査研究費等
工事請負費	店舗，事務所等の改修費 ※ 新築，建替え及び建物本体に影響を与える増改築，外構工事等は除く
設備購入費	設備の購入費 ※ 経営革新枠においては経営革新計画別表4に記載のあるものに限る
研修費	従業員等の研修費，講習費
委託費	事業の一部の委託に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費

※ 汎用性が高く，使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できないもの，又は經常経費とみなされるものは，対象外とする。